

宿泊施設の所有者等の皆さまへ

京都市「人にやさしいお宿情報」

(宿泊施設のバリアフリーに関する情報)

への公表をお願いします

1 制度の趣旨

高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して宿泊施設を利用するには、事前に宿泊施設のスタッフによる介助の有無などのソフト対応を含めたバリアフリー情報を把握できるよう、宿泊施設側から積極的に情報を発信していただくことが重要です。

このため、京都市では、誰もが自分のニーズに応じた宿泊施設を選択できるよう、**宿泊施設と京都市の両者による「人にやさしいお宿情報（ソフト面やハード面の対応情報）」の公表の取組を推進**しています。

宿泊施設の関係者（所有者、管理者又は占有者）の皆様におかれましては、新たな利用者とのつながりが生まれる本制度への積極的な御対応をよろしくお願いいたします。

2 公表のメリット

公表していただいた施設は、**京都市のホームページ（京都市情報館及び京都ユニバーサル観光ナビ）上で施設の概要について情報発信**します。

また、京都市のホームページに掲載することで、観光庁が実施する「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定要件を一部満たすこととなり、**認定を受けると観光庁のホームページにも掲載**されます。



3 公表の取組の対象

京都市内の旅館業法に基づく**ホテル、旅館及び簡易宿所**が対象です。

4 公表の仕組み

① 宿泊施設のホームページ等でソフト面やハード面の対応情報を公表

ピクトグラムを活用し、わかりやすいものとしてください。

○ソフト面

- ・スタッフによる介助
- ・手話、筆談対応
- ・車椅子の貸出



の有無など

○ハード面

- ・エレベーター
- ・車椅子使用者用駐車施設
- ・車椅子使用者用客室



の有無など

② 京都市へ公表内容を届出

公表の流れは裏面を参照してください。

③ 京都市ホームページで京都市「人にやさしいお宿情報」として公表

5 公表の流れ

所有者等 宿泊施設における対応状況の確認

人にやさしいお宿情報（施設のソフト面やハード面の対応状況）について確認してください。

人にやさしいお宿情報について、
自社でのホームページ作成や、パンフレット作成による公表が可能な場合

人にやさしいお宿情報について、
自社でのホームページ作成や、パンフレット作成は困難であるが、京都市が作成した公表用PDFデータの掲載は可能な場合

所有者等 自社のホームページ、パンフレット等による公表

自社のホームページ、パンフレット等で施設の人にやさしいお宿情報を公表してください。

所有者等 公表希望の届出

人にやさしいお宿情報について、公表を希望する内容を、京都市に届出してください。

京都市 公表用PDFデータの作成

届出をもとに京都市公表用のPDFデータを作成し、所有者等に送付します。

所有者等 公表の届出

公表した人にやさしいお宿情報について、京都市に届出してください。

所有者等 各宿泊施設のホームページ、パンフレット等による公表

公表用のPDFデータを自社のホームページ、パンフレット等に掲載することにより公表してください。

所有者等 公表した旨の報告

人にやさしい情報を公表した旨を京都市に報告してください。

京都市 京都市のホームページによる公表

京都市では、各宿泊施設から届出を受けた、人にやさしいお宿情報の内容についてとりまとめ、その概要を京都市ホームページ（京都市情報館及び京都ユニバーサル観光ナビ）にて公表します。

6 お問い合わせ先

京都市都市計画局建築指導部建築審査課 バリアフリー推進係
（電話）075-222-3616
（FAX）075-212-3657
（受付時間）土日祝を除く午前8時45分～11時30分、
午後1時～3時

※「観光施設における心のバリアフリー認定制度」については、国土交通省観光庁観光産業課（03-5253-8330）へお問い合わせください。

人にやさしいお宿情報の詳細については、[「宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の手引」](#)をご覧ください。